児童手当の抜本的拡充について

参考資料1

　「こども未来戦略」（令和５年１２月２２日閣議決定）で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき、児童手当について令和６年１０月分（１２月支給分）から下記のとおり抜本的拡充が行われます。

１　拡充（制度改正）の内容

・所得制限の撤廃

・支給期間を高校生年代まで延長

・多子加算について第３子以降は月３万円支給

・多子加算のカウントは生年代（１８歳年度末を経過した後２２歳年度末）までの子に拡大

・支払回数を年３回から年６回（偶数月）

（注）大学生年代とは平成１４年４月２日から平成１８年４月１日生までの子。

【参考】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現行　令和6年9月まで | 拡充後　令和6年10月から |
| 3歳未満 | 一律15,000円 | 15,000円 | 第3子以降30,000円 |
| 3歳以上小学生 | 10,000円 | 第3子以降15,000円 | 10,000円 |
| 中学生 | 一律10,000円 | 10,000円 |
| 高校生年代 | 支給なし（多子カウント範囲） | 10,000円 |
| 大学生年代 | 支給なし | 支給なし（多子カウント範囲） |
| 所得制限 | あり | なし |
| 支給回数 | 年3回（6月、10月、2月） | 年6回（偶数月） |

２　手続きが必要なかた

ア　所得制限額超過により特例給付（１人当たり：５,０００円）の支給対象外であるかた

イ　高校生年代のみを養育しているかた

ウ　新たに多子加算の算定対象となる大学生年代の子がいるかた

３　手続きが不要なかた

エ　一定の所得以上で特例給付（１人当たり：５,０００円）を受けているかた

オ　高校生年代の児童と中学生年代以下の児童を養育しているかた

カ　現行でも多子加算を受けている場合（「ウ」に該当する場合を除く）